

申請の手間なし
申請忘れの心配なし

あま市国民健康保険 高額療養費の自動振込について

あま市国民健康保険では、高額療養費の申請手続きを行っていただくと、二度目以降は申請手続き不要で、支給額が自動で振込されます。なお、外来年間合算及び高額介護合算の支給金額分については、自動振込が行われません。

1 自動振込を受けるには

「国民健康保険高額療養費支給申請書」を提出してください。

【注意事項】

- 「国民健康保険高額療養費支給申請書」は、高額療養費の支給金額が発生した世帯主のうち、自動振込の対象となっていない方に送付します。
- 振込口座は一世帯につき一口座です。原則として、世帯主名義の口座を指定して下さい。世帯主名義以外の口座を指定する場合は、委任状欄の記名押印が必要です。

2 自動振込の方法

受診のおおむね5か月後に、指定された口座に高額療養費を振り込みます。

ただし、医療機関から請求遅れがあった場合などは、振込に遅れが生じることがあります。

3 自動振込を行わない場合

次の事項にあてはまる場合などは自動振込を行いません。その際は、ご案内に従って申請手続きを行ってください。

- ① 指定口座に振込ができなかったとき
- ② 国民健康保険税に滞納があるとき
- ③ 申請書の内容に偽りその他不正があったとき
- ④ 自動振込を希望しない旨の申出があったとき

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1002007.html>

